

高知県環境負荷軽減促進事業費補助金交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。間接補助金の交付に当たっては補助事業者において県税の滞納がないことを確認すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を、第4条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p><u>(県内発注)</u> 第15条 補助事業者は、補助事業の実施において県が定める「公共調達による地消地産推進戦略」に沿った県内発注に努めるものとする。</p> <p>(附 則) 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。 2 この要綱は、令和9年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条第4号、第5号及び第7号から第9号まで、第9条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則) この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</p> <p><u>(附 則)</u> この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第6条 (略)</p> <p>第7条 (1)～(9) (略)</p> <p>(10) 別表に掲げる事業実施主体が、県税の納税義務者である場合は、県税の滞納がない旨を証する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書(税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式)及び本人確認書類の写し(補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等)を、県税の納税義務がない場合は申立書を知事に提出すること。間接補助金の交付に当たっては事業実施主体において県税の滞納がないことを確認すること。また、税外未収金債務の滞納がないことを確認するための書類として別記第4号様式による誓約書兼同意書を、第4条第1項の規定による交付申請時に知事に提出すること。</p> <p>第8条～第14条 (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(附 則) 1 この要綱は、令和6年3月29日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金について、第7条第4号、第5号及び第7号から第9号まで、第9条第3項、第11条並びに第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>(附 則) この要綱は、令和7年3月24日から施行する。</p> <p><u>(追加)</u></p>

(改正後)

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	受益者	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 (1) <u>受益者及びその経営している農地が</u> 、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）	(1) 農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費（ただし同一もしくは異なる種々の天敵製剤を複数回導入する場合、製剤毎に1回使用量の最大量を補助の上限とする） （補助対象限度額 50万円/10a） (2) 常温煙霧機の導入に要する経費（ただし常温煙霧登録剤のある品目に限る） (3) 養液栽培における排水処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）	3分の1以内	(1) 以下の資材等については品目に関わらず補助対象外とする ・微生物製剤 ・交信かく乱剤 ・UVカットフィルム ・粘着資材 ・循環扇 (2) 防虫ネットについては、ピーマン類・シントウ類・ナス類では補助対象外とする (3) 天敵製剤の導入に要する経費を除き、同一経費への補助は過去事業を含め、1回限りとする (4) 天敵製剤については、以下のとおりとする ・ピーマン類・シントウ類・ナス類では補助対象外とする ・天敵製剤の導入率が県域で60パーセント（前年度調査結果：環境農業推進課調べ）を超えている品目では、過去事業を含め、3回までとする ・その他品目については、令和7年度以降3回までとする
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 (1) <u>受益者及びその経営している農地が</u> 、地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費	3分の1以内	(1) 国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る (2) ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること (3) IoTクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること (4) 施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること (5) 導入した機材は園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること

(注) 1 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。
2 原則、事業実施年度内に認定を受けること。

(改正前)

別表（第3条関係）

事業種目	補助事業者	事業実施主体	受益者	補助対象経費	補助率	備考
1 環境負荷軽減活動実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 (1) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）	(1) 農業取締法（昭和23年法律第82号）に基づき、農林水産大臣の登録を受けた天敵製剤、防が灯その他の化学合成農薬の使用低減に必要と認められる経費（ただし同一もしくは異なる種々の天敵製剤を複数回導入する場合、製剤毎に1回使用量の最大量を補助の上限とする） （補助対象限度額 50万円/10a） (2) 常温煙霧機の導入に要する経費（ただし常温煙霧登録剤のある品目に限る） (3) 養液栽培における排水処理装置の導入に要する経費 （補助対象限度額200万円/10a）	3分の1以内	(1) 以下の資材等については品目に関わらず補助対象外とする ・微生物製剤 ・交信かく乱剤 ・UVカットフィルム ・粘着資材 ・循環扇 (2) 防虫ネットについては、ピーマン類・シントウ類・ナス類では補助対象外とする (3) 天敵製剤の導入に要する経費を除き、同一経費への補助は過去事業を含め、1回限りとする (4) 天敵製剤については、以下のとおりとする ・ピーマン類・シントウ類・ナス類では補助対象外とする ・天敵製剤の導入率が県域で60パーセント（前年度調査結果：環境農業推進課調べ）を超えている品目では、過去事業を含め、3回までとする ・その他品目については、令和7年度以降3回までとする
2 脱炭素実践支援	市町村	5戸以上の農業者の組織する団体（注-1）	以下の要件を全て満たす者 (1) 地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実に見込まれる者 (2) 高知県環境負荷軽減事業活動実施計画認定を取得している者又は取得見込みの者（注-2）	施設園芸において燃油の使用量及び二酸化炭素排出量の低減に有効なヒートポンプの導入に要する経費	3分の1以内	(1) 国の産地生産基盤パワーアップ事業「施設園芸エネルギー転換枠」を利用できない者に限る (2) ヒートポンプの導入によって燃油の使用量を15%以上削減できること (3) IoTクラウドに接続できる条件が整っている場合は接続すること (4) 施設園芸セーフティネット構築事業へ加入すること (5) 導入した機材は園芸施設共済又は民間事業者が提供する保険に加入し、かつ当該施設の処分制限期間において加入を継続すること

(注) 1 「農業者の組織する団体」とは、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体及び農業法人。
2 原則、事業実施年度内に認定を受けること。

改正後	改正前
<p>第2号様式～第8号様式 (略)</p> <p>第9号様式 事業計画 (変更・実績)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 確認事項</p> <p>(1) 高知県環境負荷低減事業活動実施計画 (高知県みどり認定) の認定状況</p> <p><input type="checkbox"/> 取得済 (認定番号:)</p> <p><input type="checkbox"/> 未取得 (認定申請書提出予定年月:)</p> <p>(2) 地域計画への位置づけ</p> <p><input type="checkbox"/> <u>受益者及びその経営している農地が、</u>地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であることを確認した。</p> <p><u>※ 見込みの場合は、補助事業が完了した翌年度の3月31日までに位置づけられること</u></p> <p>(3) 産地生産基盤パワーアップ事業を利用できない理由 ※別表 事業種目2のみ記入</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業に採択されなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業の要件を満たすことができない</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業の産地パワーアップ計画を策定できなかった</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的理由を記入)</p> <p>4～5 (略)</p>	<p>第2号様式～第8号様式 (略)</p> <p>第9号様式 事業計画 (変更・実績)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 確認事項</p> <p>(1) 高知県環境負荷低減事業活動実施計画 (高知県みどり認定) の認定状況</p> <p><input type="checkbox"/> 取得済 (認定番号:)</p> <p><input type="checkbox"/> 未取得 (認定申請書提出予定年月:)</p> <p>(2) 地域計画への位置づけ</p> <p><input type="checkbox"/> <u>受益者が</u>地域計画のうち目標地図に位置づけられている又は位置づけられることが確実と見込まれる者であることを確認した。</p> <p>(3) 産地生産基盤パワーアップ事業を利用できない理由 ※別表 事業種目2のみ記入</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業に採択されなかった</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業の要件を満たすことができない</p> <p><input type="checkbox"/> 当該事業の産地パワーアップ計画を策定できなかった</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (具体的理由を記入)</p> <p>4～5 (略)</p>